

政策金融改革・独立行政法人改革・特別会計改革の最近の動向

行政改革の重要方針(抄)

平成17年12月24日
閣議決定

1 政策金融改革

経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針」（平成17年11月29日経済財政諮問会議）及び政府・与党政策金融改革協議会における政府・与党合意「政策金融改革について」（平成17年11月29日）に基づき、以下のように、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行する。

(1) 基本原則

ア 政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退

- ① 中小零細企業・個人の資金調達支援
- ② 国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融
- ③ 円借款（政策金融機能と援助機能を併せ持つ）

イ 「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減

- ① 貸出残高対GDP比半減を平成20年度中に実現する
- ② 新たな財政負担を行わない
- ③ 市場化テスト、評価・監視機関の設置により再編後も継続的な縮小努力を行う
- ④ 民営化する機関は完全民営化を目指す

ウ 民間金融機関も活用した危機（金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等）対応体制を整備

エ 効率的な政策金融機関経営を追求

- ① 部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完
- ② 政策金融機関のトップマネジメントへの天下りの速やかな廃止
- ③ 統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化

(2) 政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、（イ）政策金融から撤退するもの、（ロ）政策金融として必要であり残すもの、（ハ）当面必要だが将来的には撤退するもの、に分類する。

(略)

オ 国民生活金融公庫分野

(略)

- ② 教育資金貸付は、低所得者層の小口の資金需要にかんがみ、所得制限を引き下げ縮減して残し（ロ）、民間金融機関や独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度で代替可能な部分については撤退する。（イ）

(略)

(3) 新組織の在り方

以上の各機能の分類に基づく、最も効率的な新組織の形態等については、以下のとおりとする。

(略)

ウ 政策金融として残す機能を担う機関の組織形態、組織設計の方針等

(略)

- ⑤ 政策金融の実施に当たっては、部分保証、証券化、間接融資等の手法をできるだけ活用する。

(4) その他留意事項

ア 組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な評価（デューデリ）を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。

イ 政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。

ウ 当面政策金融に必要な機能についても、評価監視機関の設置等により、市場化テスト等を活用して将来的には見直す体制を整備する。

エ 独立行政法人及び公益法人等による政策金融機関類似の金融業務についても、本重要方針の趣旨を踏まえ、所管府省で見直しを行い、平成18年度中に行政改革担当大臣の下で取りまとめる。このうち、独立行政法人については、中期目標期間終了時の見直しの仕組みの中で、平成18年度に見直し期限の到来する法人に加え、平成19、20年度に期限の到来する法人についても、前倒しで見直す。

2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

(1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

(略)

ウ 平成18年度における見直し

平成18年度においては、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人（9法人）に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人（31法人）についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得る。

融資業務等を行う独立行政法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得る。

これらの法人の見直しに当たっては、平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめる。

3 特別会計改革

(略)

- ④ 労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。